

Title	ハンキー卿の戦争責任論 (二・完) : 連合国の無条件降伏政策と戦争裁判の批判
Sub Title	On "politics, trials and errors" by Lord Hankey
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1952
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.25, No.5 (1952. 5) ,p.32- 42
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19520515-0032

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

ハンキー卿の戦争責任論 (二・完)

——連合國の無條件降伏政策と戦争裁判の批判——

内山正熊

目次

一 序言	六 侵略の定義についての矛盾
二 ハンキー卿著「政治・裁判過誤」の紹介	七 無条件降伏政策批判(以下本號)
三 問題の提起	八 ドイツ戦犯裁判
四 戦犯裁判の反省	九 日本戦犯裁判
五 侵略の事實についての検討	一〇 結論

七 無条件降伏政策批判

無条件降伏(Unconditional Surrender)の系譜起源をいまここに辿る必要はないが、その第一にあげらるべき先例はローマの無条件降伏政策が嚆らしたところのカルタゴ滅亡の悲劇、即ちローマの無条件降伏要求はカルタゴをして死を以てローマに抵抗せしめ遂に滅亡せしめるに至つたことであらう。爾來歴史の教訓は戦争をして

概ね無条件降伏を要求することなき講和條約を以て終らしめるに至つたのである。無条件降伏政策は、戦争をデスパレートな死闘、長期抗戦に導くところの絶望の政策である。第一次大戦の終幕もウィルソンの十四ヶ條が契機となつたことは周知の事實であるが、ここに

注意すべきは、最後の終戦段階に至つてウィルソンの休戦に關するドイツ政府宛通牒に、「平和交渉でなく降伏を要求する」"demand not peace negotiations but surrender"なる句があつたため、これが問題を惹起したことである。ヒンデンブルグとルーデンドルフはこれに對して烈しく反對して、以前の平和交渉を撤回し、ウィルソンの無条件降伏要求を以て「我々軍人の受け容れ能わざる」ところなりとして、「全力を以て抗戦繼續」すべしとの電報を作らしたのであつた。幸い、時機已におそくこの電報は發せられなかつたが、この無条件降伏要求は危うく一九一八年、世界戦争を長引かすところであつたのである。イギリスでは一九四三年以前には、無条件降伏を要求した前例がなく、十五に上る大戦争は殆んど慣行通り講和條約を以て終結しているのであつて、一九四五年の無条件降伏で終つた戦争講和が延引したことはなかつたのである。

第二次大戦に於けるイタリアの終戦についても、無条件降伏に關するエピソードがある。一九四三年九月三日バドリオ元帥はアイゼンハッター將軍と休戦協定を結んだのであるが、その際の軍事協定條項にも、休戦公表文にも「無条件降伏」の語はあげられておらな

かつたことは注意しなければならない事實である。即ち、一九四三年七月十五日、米國大統領及び英國首相の名に於てなされた放送は、イタリアを速かに樞軸陣營から脱落させんがために努めてイタリアに對して屈辱的な處置表現をとらず、「イタリア生存の唯一の希望は連合國の壓倒的軍事力に對して名譽ある休戦をするにある」と述べて、これ故にこそパドリオは休戦協定に署名したのであつた。殊にアイゼンハッラーがイタリアの面子を傷けぬ様に苦心交渉の末に締結した休戦協定の成果は、勿論のこと、本國政府の容れるところのものであらうとパドリオが考へたのは當然といふべきであるが、然るに九月二十日連合國代表から手交された休戦文書が「イタリアの無條件降伏」となつてゐるのをパドリオは見て驚き、直ちにさきに無條件降伏に同意したことはないことを指摘したのである。いはば連合國は始めに約した、「honourable capitulation」の語を後に至つて、「Unconditional Surrender」にすり替へたのである。

これを知るアイゼンハッラーは裏切られたパドリオに對して慰めの書簡を渡してゐるのであり、またパドリオはルーズベルト及びチャーチルに對して無條件降伏という字は最初の休戦協定にはなかつたのに後に至つて追加されたものである旨を指摘した書簡を送つてゐるのである。

この無條件降伏問題で荏苒時を過してゐるうちに、イタリアに於けるドイツ軍は強化されたため、連合國側も大被害を蒙つたのである。これによつて、ヨーロッパ最美の地も荒廢せしめられたのであるが、更に大きな影響があつたのはドイツ及び日本に於てであつて、爾後樞軸國に對して連合國は無條件降伏以外には應じないという先

入觀念をもつに至らしたことは極めて重大なことといわねばならない。このパドリオを敷いた卑劣な無條件降伏の仕方は、ドイツをして愈々あくまで抗戦せしめるに至り、そのデスパレートな抗戦によつて無條件降伏よりも有利な條件を闘いとうとせしめ戦いを長引かせたのであつた。無條件降伏という如き屈辱的な條項に署名するドイツ指導者は一人もなかつたし、また英米にもこれに署名する者も恐ろしくなかつたであらう。

日本もまた無條件降伏に對して頑強に反對したのであつて、敗色已に明らかとなつた一九四五年七月廿一日になつても、日本政府は無條件降伏のやむなきを勸誘したモスクワ大使に對して、如何なることがあつても無條件降伏には同意し得ない、たとへ戦争が長引き一層流血があつても陛下の命に従つて最後の一人まで戦う覚悟である旨回訓してゐる。ここに於て、戦争を長引かせることなくして無條件降伏をかちえんがため、連合國指導者は最後の手段として原子爆彈に訴へることを決定したのである。原子爆彈の恐るべき殘虐的武器であることは十分に知られており、而も日本がすでにロシアに和平交渉のアプローチをしていたことも、ソ連が對日宣戦をなさんとしていることも知つていたに拘らず、連合國指導者はその欲する條項貫徹のため正常手段をとらうとはしなかつたのである。

原子爆彈使用が國際法違反でないことを立證せんとして、毒ガス等同類の液體物質等の手段の使用を禁ずる一九二二年のワシントン條約は批准されず、ジェネヴァ・ガス・プロトコルはアメリカによつて批准されなかつたが故に、少くとも法的に原子爆彈の使用は自由であつたといわれたのであるが、然し次の二つのことは考えなけ

ればならないであろう。(一)若し連合國指導者が敵の手中に落ちて戦犯として裁かれたとしたならば、その裁判條例の起草者は原子爆弾の使用を國際法違反の罪として宣告することを任務としたであろう。(二)逆に若し敵方が原子問題を解決して最初に原子爆弾を使用したとしたならば、その使用を決定した者、それを準備し或は使用した者は連合側の戦犯リストに入れられ、斷罪せられ恐らく絞首刑に處せられていたであろう。

今や我々は無條件降伏宣言が過去及び現實の結果に照し合せてみてどの程度デジャステイファイされるかを検討すべきときに來た。さてその肯定面、即ち利益とされたところを要約すれば次の通りである。

(一) 日獨兩國の戦争力を破壊することによつて世界平和の合理的な確保。

(二) 恐怖と憎惡を基とする兩國の哲學の破壊。

(三) ナチ及びファシスト勢力及び日本の謀略機關を協方なくすること。

(四) 罪を犯した野蠻な指導者の處罰。

(五) 連合國は敵に對してその降伏に當つて如何なる條約或は義務にも拘束されないこと。無條件降伏は勝利者がフリーハンドをもつことを意味する。

(六) 第一次大戦後ドイツは降伏したのでなく、ウィルツンの十四ヶ條を受諾したのにすぎないといつたが、今度はかかることをいわしめないこと。(事實はドイツ人は他の多くの辯明、例えは戰團には敗れなかつたが封鎖によつて飢えたのであるとか、或はヒンデンブ

ルグ及ルーデンドルフが失神したとかの抗辯をなしたのである。)

然るにこの豫期せられた利益は何一つとしてみたされなかつたのである。先ず(第一)に、日獨戦力の破壊は世界平和を確保しなかつた。戦争が終るや直ちに連合側は不和となつて、世界平和の希望は消え去つた。眼前の危険が除かれるや、その共同の敵の故に協力した連合は潰え去つた。西歐はポーランドやルーマニアをナチスから救い出したが、これらの國を東歐と一緒にソ連の手に委ねざるを得ず、またホット・ウォーになる恐れある冷たい戦争に直面せざるを得なかつた。西歐は日獨の戦争力を破壊し去つたために却つて共產主義に對する防壁をうちこわして、全世界の不安を高めて了つたのである。(第二)の點については、憎惡と恐怖の哲學の破壊というけれども、無條件降伏と戦犯裁判そのものが形を變えて憎惡と恐怖の哲學となつて生れ出たことを忘れてはならない。キリスト教といい、共產主義、社會主義といひ、すべての宗教、すべてのイズムも力の思想哲學、信念は抹殺し得ないことを證明したのではないであらうか。(第三)についても、第一次大戦後十年以上同様のことを考えていたが獨逸再武装の基礎が戦後間もなくつくられ、ベルサイユ條約調印後十五年にしてドイツは西歐の脅威となつたことを知つている。日獨伊の勢力が永久に潰滅し去つたというには尙早である。(第四)の點の戦犯處罰は實行されたが、然しそれと同時にすべての政治的指導者、多くの有能な經驗ある實務執行者が一掃された結果、舊敵國の行政機構は弱體化して迅速な經濟復興を不可能ならしめたのであつた。(第五)の點についていへば、勝者は確かにフリーハンドをもつて勝者の裁判を行い得たが、却つて敵に不評判を特にドイツに於け

る英國の不人氣を買つたにすぎない。加之、連合國は舊敵國に拘束されなかつたが、連合國同志でもまた互に拘束されなくなり、その結果連合國間に共通の紐帶がなくなり、國際連合の名前すら不連合の別名となつて了つたのである。かくてこれも利益でないことが明らかになつた。最後に、(第六)の點については多くいうには及ばない。第一次大戦後ドイツ人が降伏しなかつたといつたというが、先ず和平交渉を主張したのがドイツの將星であつたといふことからそれは誤りのことが分らうし、今度もまた時が來ればドイツ人がその敗北をいい逃れる不正の口實を發見するに決つてゐる。先のドイツの虚構の宣傳を繰返させないために無條件降伏を採つたことは賢明ではなかつた。

以上述べたところから、無條件降伏の功罪は明らかになつたであらう。それは、戦争を長引かせ、殘酷なものにし、不必要な流血を餘儀なくせしめ、實りある永續講和の締結を不可能ならしめたのであつた。第二次大戦が無條件降伏と戦犯裁判にさえ縛られていなくなつたならば、對獨、對日戦争をより速かに終結する機會があつたであらう。無條件降伏は害あつて益なし、それは謀計、詭辯を弄せしめてその極、カルタゴと同じき殘忍、殺戮、破壊を齎らし、イタリヤの如き盟邦を離反せしめ、ドイツの烈しい殘忍報復を昂せしめ、遂には日本に於ける原子爆彈の悲劇を招來するに至つたのである。一九四九年七月廿一日下院に於て故ベヴィン外相曰く、「カサブランカの無條件降伏聲明のときまで私は戻らねばならない。……無條件降伏要求の結果は、法律なく憲法なく交渉すべき人材なく、局に處する一の機構すらないドイツを残したのみであつた。それ故我々は

全然無から根本から建て直さねばならなかつたのである。」と。ただ無條件降伏政策によつて利するところあつたのは、皮肉にもロシアのみであつて、その結果戦争が長引いたため東歐を席捲し得、その政治組織を強化して所謂鐵のカーテンの彼方の衛星國をつくることが出来たのである。而もこれが容易に出来たのは、ロシアが無條件降伏をこれら東歐の國々に強要することをしなかつた賢明さによるものであつたのである。

八 ドイツ戦犯裁判

ニュールンベルグ裁判が世界史上戦争裁判の嚆矢をなすものであり、それだけにまた將來に對し先例をなすものであるから、この影響は極めて大きいといわねばならない。それにも拘らず、裁判の實際の結果は勝者の側の一方的裁判であり公正妥當を缺く點が多かつたのであつて、裁判の審理に當つては證據資料の收拾、事實認定等はすべて連合國側のみによつて一方的に行われたのである。例えばノルウェー戰に關する審理はドイツの侵略についてのみ、又そのための處罰のみ向けられ、連合國側のノルウェー中立侵犯の計畫實行は不問に附されてゐるのであつて、戦争の責任は敗戰國のみに求められ、戰敗國は戰勝國に比して著しく偏見的な取扱を受けたのである。

判決によれば、ノルウェー攻撃はレーダー及びローゼンベルグの發案によるものとして、一九三九年十月三、六、十日附文書をあげてこれをドイツ側計畫の始めとしてゐる。然しこれより二週間早く即ち同年九月十九日チャーチルは閣議後海軍に對しナルヴィクから

ドイツへの鐵嶽輸送路遮断の必要性と其の準備の肝要なことを通告しつゝ(Winston Churchill ; The Gathering Storm, p. 421-424) はとり上げられていない。尙ドイツ海軍の輸送船團護衛のため北海に行動したのは四月七日であつたが、ノルウェー上陸は四月九日に行われた。然しこれに先立つこと二十四時間、四月八日午前四時半から五時の間にイギリスの機雷原がナルヴィク港附近のウエストフォル(West Fjord)に布設されていたのである。ノルウェー戦に關する審理は事實の半分の語つてにすぎず、而もその半分を削除することによつて判定が異つて來てゐるのである。

ノルウェー侵略がドイツによつて行われたことは事實であるが、イギリスもまたドイツに先んじて行つたことも明瞭である。交戦國の一方が行つて侵略となる行爲は他方がこれを行つても侵略である。然るに裁判はドイツ側のみを訴追してドイツにのみ侵略の罪を歸しているのである。立場を逆にして、若しドイツが勝つて戦犯裁判を實施したとするならば、イギリスの行動は侵略と見做されたであろう。そして戦時内閣の閣僚、參謀本部、陸海軍首脳部はニュールンベルグ方式に従えば訴追され斷罪處刑されたであらう。

政治と裁判とは截然と別たるべきである。裁判は正義眞實の上に打ち立てられねばならないのであつて、政治的考慮が事實を枉げ政治の壓力が裁判にかけられてはならない。然るにニュールンベルグ裁判に於ては戦勝國は敵方に對し糾弾していると同じ犯罪を犯しながら、自らはその非行を裁判所の管轄から逃れる様な手段を採つたのである。従つてそれは正しい意味の裁判であつたとはいひ難いのである。むしろその不公正、不徹底の故に戦争責任の追求は多くの

不明朗な不信の念を殘して英獨間の感情は毒されたのみならず、ドイツ人に復讐感情を高からしめ、ヒットラーをして殉教者たらしめる口實を與えたといわれなければならないであらうか。復讐からは平和は生れない、それは正義から生れ出るものである。かくて勝者の不正な裁判たりしニュールンベルグ裁判から得たものは何であつたか、それはモントゴメリー元帥の言葉を借りれば、「敗戦國の將軍は裁判せられ絞首刑に處せられるといふのであるから、ニュールンベルグ裁判は敗け戦さサツゼンを犯罪とする」先例を將來に對してつくつたといえる。この悪先例は後世に待つまでもなく、ソ連がその反對のイデオロギーに對して峻烈な裁判を行つてゐることは、ニュールンベルグの例に倣つてゐるといえないであらうか。ニュールンベルグ裁判の功罪得失を考えれば、何者も得るところなかつたと結論して差支ないであらう。

九 日本戦犯裁判

東京裁判即ち極東軍事裁判については、我々日本人は最も身近でありながら事實は案外にその眞相を知らず、従つてこれに對する正しい批判反省がなされていないのが實狀であらう。それは占領下にあつた制約もあるであらうが、講和條約の成立を見た現在、その眞實を知りその正しい冷靜な批判をすることは許さるべきのみならず、將來の平和のためこの犠牲を無駄にしないために必ずなされねばならない重要事である。峻烈な判決をそのまま甘受し戦犯の犠牲を捧げたのは、單に過去の罪の償いとしてのみでなく、未來の平和の礎としてでもある。この意味に於て戦犯裁判の檢討反省は要請さ

れて然るべきである。

周知の如く、東京裁判の判決はニュールンベルグ裁判より更に峻厳であり、廿八被告の全部が共同謀議の故に斷罪せられ、絞首刑七名、終身刑十六名、を數え、無罪放免は一名もなかつた。この判決に對して當時占領政治下にあつた國內に於ては顯著な反響は見られなかつたのであるが、然し注目すべきは裁判審理中單に辯護側の反駁のみならず、遂に連合國の判事側に自己批判が高まつたことである。即ちそれは勝者の定める犯罪手續によつて行われる裁判は復讐の渴望を満足させるための似而非なる法的手續であり、形式化された復讐にすぎないという批判が起つたのである。例えばインドのパル判事は「極東軍事裁判によつて行われた如き裁判は單に勝者の敗者に對する裁判にすぎない」という見解を表明し、フランスのアソリ・ベルナル判事は「極東裁判所はそれ自體犯行の行われた時に存在していた如何なる法も根據としていない。而もかく多くの裁判原理が違反されているが故に、極東裁判の判決は文明國家の法的根據に於て明らかに無効とされなければならない」と述べているのである。事實上に於て東京裁判の内部には多數派と少數派との對立があり、殊にフランス、オランダ、インドの判事はあらゆる重要な點に於て裁判所の判決と意見を異にしたのであり、ウェップ裁判長自身ある點では多數派の判決に異見があつたのである。日本戦犯被告はすべて共同謀議の故に告訴されているが、フランス及びインド判事は日本に共同謀議がなかつたとし、侵略の點でも意見の一致を見えなかつたのである。

ハンキー卿の所論では特に重光戦犯問題をとり上げ、重光大使の

平和主義を證明し、軍閥に反對して英米との友好關係を主張した勇氣をあげ、更にオランダのローリング判事の主張を借りて、「法廷に提出された證據は重光被告が戦争よりも平和のために働いた外交官であることを明らかにしている。……重光被告は彼にかけられた一切の訴因について無罪である」としてしているのである。また被告斷罪のため、一九四〇年八月五日付松岡外相宛電報の中の一節を引用しているが、それは約百行に達する、長電報の中から僅か八、九行を抜萃して、これが大東亞圈確立支持、小國侵略は認の證據として共同謀議の訴因にあげられているのである。即ち「大東亞に於けるわが國の地位を確立するためには、最大の代價を以て最大の利益を得る措置を考究することが重要であつて、その實施に當つては直接的には小國を（例えばフランス、ポルトガル。然し間接的には英米となるかも知れないが）犠牲にして他國との紛争を避け、一時に多くの敵をつくらず、個々に處理するようになすべきである。」という部分がとり上げられたのであるが、この百行中の八、九行だけが全文から切り離されて故らに訴因とされたのである。右抜萃は全文との關連に於て検討せらるべきであるが、更に重要なことは、重光被告が再三侵略謀議者の政策に反對の意見を具申していること、彼の大使としての職務については無罪であることはオミットしていることである。

重光被告はまた侵略戦争の共同謀議については無罪であつたが、侵略戦争遂行の訴因で有罪となつている。然しながら、重光外相の入閣は一九四三年四月であつて事實上侵略は既に終つており、當時の日本はミッドウェー、ニューギニア、ソロモン等の敗戦後で防衛

戦に入つていたのであるから、彼が侵略戦争を遂行したとはいえない。更に彼の外相としての入閣は、和平促進のためであつたことは、ローリング判事も認めている所である。彼の如く外相として戦時内閣に列したということそれ自體が犯罪であるという多數派判決文の議論は成立しないというローリング判事の議論は正しくはないか。多數派は重光外相は就任と共に戦争遂行に重要役割を演じたとしてゐるが、文官大臣の任務或は責任は、軍部の支配的であつた日本に於て如何なる程度のものであつたかと思ひ半ばに過ぎるであらう。

重光大使の平和への努力は諸種の證據から明らかであるが、彼は更に戦争法規の遵守とその違反防止との措置をとるべき法的義務を怠つたという科で訴因五五で有罪となつた。確かに戦時捕虜の適正な取扱いを缺いたことについての責任は問われうとしても、それが軍部の責任と同様であるとはいわれない。而も彼が小磯内閣の戦争指導者最高會議で、敵側情報によると日本の捕虜待遇には改善の餘地が大いにありと報告し、日本の國際信用や將來のために善處方を要請していることは、ローリング判事が認めているに拘らず、それを多數派判決文はとり上げていないのである。かくて、東京裁判は、困難に際して平和達成のため外務大臣として戦時内閣に入閣する政治家も敵方からは侵略戦争遂行として處罰されるという先例をつくつたのであつた。

この東京裁判の終幕はその開幕に於いては豫想されなかつた大きな波紋、問題をひき起したことは特に注目しなければならない。ニールンベルグ裁判と異り、東京裁判に於ては被告辯護のため少數ではあるが然し猷身的なアメリカの辯護人がつけられたのであつ

て、殊にその公正猷身的辯護は敗戦國に對する單なる慈悲行為ではなくして眞實の正義裁判の要請であつたことは後世日本人も長く感謝を以て記憶すべきところであらう。その證據として、フアーネス氏及びブレイクニー氏を中心とするアメリカ辯護團は一九四八年十一月廿一日マックアーサー最高司令官に對して抗議の覺書を提出しているのであるが、これを一瞥すれば何人もそれが、東京裁判の根柢をゆるがすところの重大な批判であることを知るであらう。それは要するに、裁判が公正でなかつた(The trial was unfair)、判決が證據に基くものでなかつたことを明らかにするにほかならない。即ち、裁判が公正に行われず、報告の辯護は殆んど許されなかつたのみならず、檢察側の收拾した證據資料は概ね新聞の報道に類するセコンド乃至サイド・ハンドの噂、主觀的な論者の意見からとられたものであつて、かかる證據を缺く證據に基いて訴追、判決がなされ、被告に有利な證據はすべて斥けられたことを痛く糾弾するのである。

まことに判決は裁判所のそれではなく、閱シムのそれであつた。七名の多數派判事は殆んど重大な決定に關してパル判事(インド)及びベルナル判事(フランス)及びローリング判事(オランダ)を除外したのみならず、ウェップ裁判長自らも或點に於て同意しなかつたがそれは記録されなかつたにすぎない。死刑の判決の如きは贊否六對五或は七對四の票決によつたのであつて、如何なる場合も七票以上の賛成によつたものではなかつた。文明國の法律は死刑宣告のためには、また通常有罪宣言のためには全員一致を要求している。然るに(判事)十一名の中漸く半数を越えた六名か七名が有罪を宣

告し死刑を宣したことをわれわれアメリカ人は非道であると考へるであらうし、また文明社會も非道と見做すであらう。戦犯裁判執行の目的は侵略が犯罪であるという法律を打建てこれに重刑を課することであり、また戦敗國並に世界に對して連合國が法的手續による公正な裁判を行うということであつた。然しながら侵略戦争が犯罪であるという根本テーゼには未だに疑問が存するとは裁判長自らの認めるところであり、且また判決は正義愛またはフェア・プレイを以て表明されたというよりも復讐行爲たるが如くに見えたのであつて、かくて戦犯裁判の二つの目的とも達せられなかつたといえるのである。

一〇 結論

以上に於て無條件降伏政策から戦犯裁判に至る連合國の過誤失當を指摘したのであるが、我々はその總決算をなし、そこから過去、現在、未來の通ずる教訓を汲みとらねばならない。然らばその利益とされる點はどこにあるであらうか。その擁護論者は、かかる斷乎峻烈な事例は將來の戦争を抑止するであらうというのであるが、それがヒットラー如き人物を果して抑え得るか否かは疑問である。一九四五年十月七日付米國大統領宛アメリカ首席檢事のニュールンベルグ裁判報告書によれば、裁判の成果第一は、裁判所條例(Charte)そのものところを十九カ國が採擇したこととしてゐるが、その價值は裁判そのもの示したところから疑わしい。これと關連して第二の利點とされる條例適用の先例も、戦勝者の戦敗者に對する裁判、新犯罪の事後制定(ex post facto)、重要證據を除外しようとの

規則の制定を意味するとすれば、後世に誇りとするに足る先例とは考へられない。若しその先例が戦勝國は戦敗國の指導的政治家、將軍、幾多の人民を戦犯人として裁判し處刑するために自己の裁判所を設置し、思うがままに自己の犯罪リストをつくることを戦勝者の一般的慣行とするにあるとするならば、豈何をかいわんやである。

第三點は國際的困難を克服する裁判手續が運用されたこと(workable procedure)にあるとされるが、東京裁判に於てロリーング、ベルナル、パル判事の少數派の判決から見ればそれが事實であつたとはいわれない。第四の利點として、憎惡にさいなまれた世界に於て米英ソ佛の四國が協力法的證據を冷靜に檢討して不服を抑えた例を示したといわれるのであるが、戦勝者が一方的に行つた檢討が冷靜(dispassionate)といわれなことも明らかである。第五に主張されたことはナチの侵略、迫害、罪惡が徹底的に舉證記録された結果、將來に於てナチの罪惡が否定されたりナチ指導者を殉教者にする傳統が生じないであらうというのであるが、時の経過と共にドイツ人が反對の考へをもたないとはいへない。後世の歴史教科書が我々の考へる通りを教えるという確たる保證はなく、むしろ逆にジャンヌダルクの事例——五世紀前に醜女として死刑に處せられながら、後に至つて罪が反證されたのみならず、聖女、殉教者と仰がれるに至つた——が想起されるのである。ヒットラー以前如何に多くの專制者、狂信者が斷壓されたことか、而もそれは成功しなかつたことか。今次裁判の結果は國家社會主義を根絶したといわれるが、既にファシズムの芽は再び頭を擡げてはいないか。たとえ國家社會主義をドイツから放逐したとしても、それに代つて共產主義

が勃興したとしたならば、むしろ得る所なしといえるであらう。

總じて本裁判によつて、犯罪の處罰防止及び秩序維持を規定することにより、全世界を通じて國家法體系が個人に對すると同様な國家に對する法原則 (Rule of Law) を打建つたといふことがとり立てていわれている。確かにそれは崇高な理想であつて、ハーグの國際司法裁判所を主要司法機關としてもつ國際連合憲章にも規定されている所であるが、實際に於ては戰勝國は敵方に對し糾弾していると同じ犯罪を犯しながら、自らはその非行を裁判所の管轄から脱れる様な機構とし、諒め敵の犯罪リストをつくつて戰勝國の定めた犯罪定義に従つて事後法によつて裁き、その事實認定、辯護に於て一方的であつて公平を缺いたものであつたことは否むことが出來ない。裁判である以上、獨立公平な裁判官によつて嚴正な法律原理に基き公正な法律手續によつて審理されなければならぬのであるが、今次戰爭裁判所は中立國の裁判官を交えず戰勝國のみによつて構成され、法律的外貌はまともまつているけれども本質的には政治的なものであつたのである。例えば侵略の事實を認定するに當つても、双方から事實を引出さねばならないのに、戰勝國のみから證據資料を収集し戰敗國からは求められていないのであり、且また侵略戰爭の定義自身明瞭にされていないのに拘らず敗戦者を侵略の罪によつて裁いたのであつた。この點に於けるバル判事の主張は論理明快に裁判の缺陷を衝いて、自衛戰爭は不法なりとするこの根據を缺く點を指摘して、これをしも否定して裁けば「敗け^{ロシヤ}のみが犯罪であるという法律があることになる」と痛烈に批判し、「自分の判斷によれば、この世界戰爭の始まる日までは如何なるカテゴリー

の戰爭も國際生活に於ける犯罪とはなつていない。正當な戰爭と不正な戰爭との區別は國際法哲學者の理論の中にか存しない。パリ條約 (不戰條約) も戰爭の性格にふれず、國際生活に於ける如何なる種類の戰爭にも刑事責任を導入することに失敗している。戰爭を犯罪とするまでに發展した慣習法は一も存しない。一九四三年のモスクワ宣言も戰勝國の意志を表明したにすぎず、その產物である本裁判所條例も新しい法をつくつて、被告の長い過去の事實を遡及して斷罪する事後法裁判をなすことは出來ないと論詰するのである。戰犯者は承認された戰爭法規違反に對してのみ裁判されるといふこのバル判事の主張は一九四八年十二月十日の世界人權宣言に於て強い支持を受け、その第十一條によつて確認されたのであつて、この罪刑法定主義を明らかにした條項こそ少くとも法的には戰爭裁判の判決の效力の大部分を失わしめるものといえるであらう。従つて法原則確立という効果があつたとはいえないのである。

尙またニュールンベルグ及び東京裁判が政治的偏向の缺陷をもたざるを得なかつた原因の一として、ロシア判事のベンチがあつたことがあげらるべきである。ソ連判事はドイツと日本の侵略を徹底的に斷罪究明することを以て任務として、そのためにはフィンランド侵略の如き自らの侵略には一指だに觸れしめることを許すべきではなかつたのである。ニュールンベルグのナチ被告の辯護に於て、ロシアの侵略行爲を引用することが許されなかつたのもこれによるのである。若しロシアの侵略に言及することが認められたならば、少くとも侵略に關していえばナチスはロシアと同様な行動をしたにすぎないという反證があげられ、ナチ被告は政治的罪狀で處罰されな

かつたであろう。ここに於て誰か鳥の雌雄を知らんやということになるのであるが、すべてこれはソ連の意を損わざらんとする配慮 (Deference to Soviet susceptibilities) に出たにほかならない。

かくて無條件降伏及び戦犯裁判のバランス・シートを作成してみて、得るところ少くして失うところの多いことを知るであろう。

そのバランスとみられる面もマイナスによつてカバーされて了うであろう。それは敵を脅かして戦争の痛苦を高めてその極まで戦わしめ、敵に絶望の勇を振り起さしめ、ヒットラー及びゲッペルスの宣傳を強めて平和提議乃至交渉を不可能ならしめ、戦争を長引かせたのみならず、戦後の條約作成、ドイツの再建を困難ならしめ、全世界の資を枯渇せしめ、連合國の道義性を弱めて了つた所の極めて不幸な政策である。これらの政治的批判にかつて加えて一九四五年のロンドン協定を條例としたこと、ロシア侵略の如き辯護反證を許さなかつたこと、敗者の辯護を許さぬ勝者の裁判であつたこと、侵略の罪の如き新犯罪の事後制定、ソ連判事に對する被告のハンディキャップ、東京裁判に於ける不公正に對するアメリカ辯護團の抗議、兩裁判に於けるイギリス辯護團の缺席、起訴狀が異常に長かつたことなどに考え及べば、疑念愈々深まらざるを得ないのである。所詮それは「勝者の裁判」(Victors' trial)であつたのである。

以上極めて假借なき批判に終始して了つたが、無條件降伏については今や故ベヴィン外相によつて一應結末がつけられている。ベヴィン外相は一九四九年七月二十一日下院に於て率直に眞實を語り、戦時内閣はカサブランカ會談の内容について相談を受けなかつたが、若し相談を受けたならば無條件降伏には同意しなかつたであらう。

ること、然し戦時中はその指導者の決定に對し責任をとつたこと及び戦後の結果は豫想通り悪かつたことを述べている。チャーチル氏もこのベヴィン氏の言明を確認して居るのであつて、かくて無條件降伏政策は今後再び戦争最中には採用されることはないという歸結が出たと思われるが、これはベヴィン外相の人類に對する大きな貢獻といわれよう。

戦犯裁判問題には未だ幾多の困難が残されているが、ここに一切の悲劇、不幸に結末をつける唯一の方法がある。それは大赦 (amnesty) である。恐らくそれは他國が受け入れないであろうが、我々は大赦日を決めて、その日に純然たる殘虐行爲以外すべての戦争犯罪のため有罪となつた戦犯人を釋放すべきである。大赦日は舊休戦日と同じでもよい。然しそれは記念日ではなく、忘却の日 (Day of Oblivion) であつて、その日に戦犯人は釋放されてその家庭に歸ると共に、戦争の政治、裁判、過誤が永久に拭い去られるであらう。

たとえイギリス單獨でも、またアメリカと共同してこの行動を起せば他國はこれに従うであらう。國際連合がこれに着手すれば更によいが、若しロシアが入つて不可能にするならば、ヨーロッパ連合會議或は諮問總會が直ちに計畫を進められよう。それは全人類の理想をよび起し戦争の精神を破り淨めるであらう。それはまた平和への決定的な一歩となるであらう。

*

ハンキー卿の提出した戦争責任の問題は戦争の結末をつける所の最初にして最後の問題である。それは單に戦勝國の政策批判のみの問題でなく、敗戦國たる我々にも慎重な反省を要求するものである。

若しこの問題の把握を誤るならば、ドイツのベルサイユ條約反對の
ような事態を招くおそれなしとしないのである。それ故、ここに我
々は敗戦國の側に於ても單なる自己辯護の道を見出してこれを戦勝
國に對する反對攻撃の手段としたりすべきでないことを特に銘記す
べきである。戦争責任論は戦勝國も戦敗國も共に戦争の悲劇を繰返
さないための自己批判、それによつて平和建設の道を築くための自
己反省にほかならない。換言すれば戦争責任論は戦争の由來過程に
於けるその責任を究明してそれを通じて世界史的眞實を明らかにす
るに在る。それは戦勝國も戦敗國も共に戦の勝敗を越えて共に眞剣
に考えらるべき世界共通の問題である。この意味に於て、ハンキー
卿の「政治・裁判・過誤」はこの問題の重點を大膽に指摘し率直に
批判している點に於て、現在の戦争責任論の尤たるものといつて差
支えないであらう。(一九五二・三・一〇)

——完——